

被扶養者認定提出書類一覧表

◎印:必ず提出 ○印:該当する人のみ提出

※各証明書は発行から3ヶ月以内のもの

提出書類	書類の入手先	配偶者	同居でなくてもよい人						同居が条件の人			備考	
			子			父 母	孫・弟妹		兄 ・姉	義 父 母	その他		
			1 歳 以 上	8 歳 未 満	出生		1 歳 以 上	8 歳 未 満			1 歳 以 上	8 歳 未 満	
必ず提出する書類 (親族・同一世帯等を証明するもの)	被扶養者異動届(認定申請用)	事業所担当窓口 (ポータルサイトまたは健保HPから印刷)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	☆夫婦が共に被保険者で父母や子を被扶養者とする場合、夫婦それぞれの収入証明書(『源泉徴収票(写)等』)を添付(原則収入の多い方の被扶養者とする) 【共同扶養】
	扶養認定対象者現況届	勤務先、市区町村	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	源泉徴収票(写)または所得証明書 ☆備考欄参照	勤務先、市区町村	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	『健康保険資格喪失証明書』または『国民健康保険の資格情報のお知らせ(写)』	前加入健保	◎	◎	◎	/	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	世帯全員分の住民票 (続柄記載、本籍は未記載のもの)▼	市区町村	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	内縁の場合、別居は認定不可、続柄「同居人」は認定不可 マイナンバー提出については下記△参照
	戸籍謄(抄)本 ★備考欄参照	市区町村	○	○	○	/	○	○	○	○	○	○	★住民票で続柄が判断できない場合に提出。 養子・養父母の場合、「養子縁組届」でも可。
	婚姻受理証明書(写)	市区町村	○										婚姻による申請の場合のみ提出
	国民年金被保険者第3号関係届	事業所担当窓口	◎										被保険者が65歳以上または配偶者が60歳以上は不要。 (ポータルサイトまたは健保HPから印刷可能)
18歳以上の学生	『学生証(写)』または『在学証明書』		○	○			○		○	○			
無収入の人	直近の所得証明書(非課税証明書)	市区町村	○	○		○	○	○	○	○			
今まで働いていた人 (自分で健康保険に加入していた人)	失業給付を受給予定(手続き中を含む)	雇用保険受給資格者証(写)	前勤務先+ハロー ^{ワーカー}	○	○		○	○	○	○	○		後日提出可
	失業給付受給終了	雇用保険受給資格者証(写)	前勤務先+ハロー ^{ワーカー}	○	○		○	○	○	○	○		支給終了印のある『雇用保険受給資格者証(両面の写)』
	失業給付の受給を延長する	雇用保険被保険者離職票1・2+雇用保険受給延長通知書	前勤務先+ハロー ^{ワーカー}	○	○		○	○	○	○	○		後日提出可
	失業給付は受給しない	雇用保険被保険者離職票1・2	前勤務先	○	○		○	○	○	○	○		離職票未発行の場合は、『雇用保険被保険者資格喪失確認通知書』
	雇用保険加入期間不足	雇用保険被保険者離職票1・2	前勤務先	○	○		○	○	○	○	○		
	雇用保険未加入	退職証明書(雇用保険未加入の記載があるもの)	前勤務先	○	○		○	○	○	○	○		公務員等で『離職票1・2』がない場合は、『辞令(写)』
パート・アルバイト等で働いている人(給与収入のある人)	収入金額を証明する書類、雇用契約書(写)	勤務先	○	○	○	○	○	○	○	○	○		『収入見込書』後日3か月分の『給与明細書(写)』を提出 ※働き始めの場合は最低1ヶ月分の『給与明細』と『雇用契約書(写)』(期間および賃金が明記されているもの)
年金受給者(国民・厚生・基金・遺族・障害・恩給等)	年金裁定(改定・振込)通知書、恩給証書(写)	年金事務所	○	○		○	○	○	○	○	○		最新年度のもの。これから受給をする方は『年金見込額照会回答票(写)』
給与・年金以外の収入がある人(個人事業収入/不動産収入など)	『確定申告書(写)』+『収支内訳書(損益計算書)(写)』	税務署	○	○		○	○	○	○	○	○		直近の『確定申告書(写)』および『収支内訳書(損益計算書)(写)』
廃業した人	個人事業の『廃業届出書(写)』	税務署	○	○		○	○	○	○	○	○		
同居の父母や兄弟を認定する人	直近の公共料金(電気、ガス、水道のいすれか)の支払い明細(被保険者名義のもの)					○	○		○	○	○		
別居の人	送金額を証明する書類	金融機関	○	○		○	○	○	○	○	○	認定不可	『銀行振込/現金書留(写)』直近1ヶ月分(手渡しによる送金は認定不可) ※単身赴任の場合や子の進学の場合は除く。 最低仕送り金額は下記◎を参照

*原則として次のような場合は被扶養者に認定できません。

- ・年間収入が130万円以上ある方(注:60歳以上の場合は障がい者は180万円以上)
- ・被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方(注:年金(老齢・障害・遺族等)等も収入となります)
- ・失業給付金・傷病手当金・労災給付金等を受給中の方(60歳未満:日額3,612円以上、60歳以上:日額5,000円以上)
- ・被保険者以外に優先扶養義務者が存在し、その優先扶養義務者に扶養能力がある場合

*優先扶養義務者とはその家族の「配偶者」、その家族が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母の場合は「両親」など

*提出書類だけでは認定の判断ができない場合には、別途追加書類の提出を求めることがあります。

*関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

*虚偽の申請や扶養調査にて認定基準を外れた場合は、遡っての資格喪失や一定期間の資格喪失などが発生します。

*海外居住者は、住民票は必須ではありません。但し、海外での出生に伴う申請には「出生証明書」を添付してください。

出生以外の認定には別途添付書類が必要になることがあります。

◆該当する書類を事業所経由で提出(「被扶養者異動届(認定申請用)」、「現況届」に添付)

◆認定日について、施行規則は事実の発生日から5日以内の届出が原則ですが、当組合では下記の扱いをしております。

◇事業発生日から14日以内の受付(事業所着) ⇒ 事業発生日まで遡ります。

書類の添付漏れ、不備等は受付ません

◇出生の場合 ⇒ 出生日まで遡ります。

◆後日提出の書類については詳細を明記の上、健康保険組合まで送付してください。

△マイナンバーは住民票かマイナンバーカードの写しを事業主経由で必ず提出してください。

◎認定対象者に収入がある場合は収入以上の金額、無収入の場合は60歳未満なら55,000円/月

60歳以上なら75,000円/月以上必要です。扶養調査時に1年分の明細を確認します。